



## イオンモール姫路大津『兵庫うまいもんフェア』出展募集

兵庫県物産協会では、兵庫県内の特産品や地場産業の需要開拓および販路拡大を目的として、「第13回 兵庫うまいもんフェア」を開催いたします。本フェアは県内のイオンモールを巡回して開催しており、今回はイオンモール姫路大津での実施となります。

つきましては、本フェアへの出展をご希望の事業者を募集いたします。詳細をご確認の上、6月26日（金）までにお申し込みください。皆様のご応募をお待ちしております。

【開催日】 令和8年9月18日（金）～20日（日）【3日間】

【開催時間】 10：00～19：00（最終日18：00閉場）※予定

【会場】 イオン姫路大津店 1階 催事場

<https://www.aeon.jp/sc/himejiotsu/>

【出展内容】 地域産品、五つ星ひょうご・認証食品等の選定商品（※酒類、生鮮食品は除く）を中心に販売。試食提供や現地調理を伴う出展も可能です。

販売促進：イオン折込チラシ3万部配布、デジタルサイネージ掲載（予定）

【募集数】 10～15社

【出展料】 消化仕入 食品20%、非食品25%

【出展条件】 什器手配不要：必要な販売什器はイオン側で用意・設置します。

レジ操作・会計不要：イオンの集中レジで会計、レジ業務の手間がありません。

1名以上の販売員配置：金銭の授受がないため、商品PRや接客に専念できます。

その他出展に必要な費用は各自でご負担ください。

イオン担当バイヤーとの個別商談会（7/17）への出席【必須】

個別商談会では、当日販売する商品ラインナップの選定およびイオン側で用意する販売什器の具体的な割り当て・調整を行います。

■ 日程：7月17日（金） 会場は兵庫県庁周辺 1社30分程度

■ 商談時間は後日出展者へ通知いたします。

【出展申込】 6月26日（金）までに「①催事参加申込書」と「②商品リスト」を、メール「[mail@hyogo-bussan.or.jp](mailto:mail@hyogo-bussan.or.jp)」宛にご提出ください。

【問い合わせ先】（公社）兵庫県物産協会 事業課 担当：三村・新田・西川

TEL：078-361-8751 E-mail：[mail@hyogo-bussan.or.jp](mailto:mail@hyogo-bussan.or.jp)

# 物販催事開催(消化仕入催事)における確認事項

## 1.(駐在あり)消化仕入契約書

①原則 行政様と関係のある帳合先様(商工会議所・商工会・物産協会・観光協会・物産振興会・産業振興センター他)1社と催事契約書の締結をします(短期催事契約)。

各催事業者と個別での契約は締結できません。

イオンリテール株式会社と兵庫県物産協会とで契約します。

取引条件として売上手数料として食品は売上の20%、非食品は売上の25%が条件となります。

②契約書とは別に出店業者はPL保険(生産物賠償責任保険)が各出店業者別に締結されていることが前提となります。

商談時に保険証書又は付保証明書の写しを各出店業者別に持参ください。

## 2. 催事参加申込書

①別紙催事参加申込書を明記して原則データにて電子メールで提出してください。(期日厳守)

②事前に申込書をいただく事で出店業者の数、取扱商品、使用什器の有無、持ち込み什器他を確認させていただきます。

**※農産物、生肉、生魚等の生鮮食品及び米、たばこ、酒類の販売は不可**

③取扱商品類似業者の整合、イオン側から催事業者、取扱商品の要望、店舗坪数による出店業者数の調整が必要な場合  
取扱商品・実績・会場スペース他の兼ね合いにより、イオンリテール(株)側において出店業者の選定を行います。

④参加者の情報・・・会社名、担当者名、住所、TEL、FAX番号、メールアドレス、主要取扱品目には記載漏れないようにお願いします。

⑤使用什器の必要数・・・商品の特性(非冷、要冷)、商品の品揃え数、商品持込数量に合わせて必要数を明記してください。  
申し込み書にない什器が必要な場合は商談時に調整させていただきます。

⑥参加者の持ち込み什器・・・参加者持込什器に関しては自社で明記願います。

ガス他の火器は使用できません。(電気のみ)

催事場は電気容量に限りがあるので必ず持ち込み什器、備品に関しては使用電力量も明記するようにしてください。  
ただし実施店舗の展開場所により使用電気容量も変わりますので、使用できない場合もありますがご了承願います。

⑦催事店舗販売員の氏名・・・催事期間に駐在される可能性のある要員に関しては全員明記してください。(日毎で記入)

⑧駐車場の申告・・・車での来店の場合は必須。車種により店舗駐車場が利用不可もあり(車載高さ制限オーバー他)  
モール側での駐車場を使用する場合は使用時間、場所によっては駐車料金が発生する場合があります。

### 3. 出展条件及び留意事項

p-2

①販売体制・出店業者は販売責任者として1名以上派遣してください。

基本的には自社で販売・生産に携わる方をお願いします。

②食品衛生と品質表示に関しては、食品衛生法、JAS法 国の基準に準じる。

(上記項目以外にもイオンリテール(株)の規定を遵守)

・**試食を実施される駐在販売員は、1か月以内、食品を販売される駐在販売員は、2か月以内の検便証明書の写しを催事前日の売場準備の日に提出してください。**

また、検便証明書の原本は常に帯同してください。入店時提示を求められる場合があります。

検便検査項目は、赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ菌・

腸管出血性大腸菌(O157・O26・O111)の5項目です。 **★O26・O111の検査結果も必要です。**

・**食中毒対策の徹底。試食をする場合は手袋・帽子の着用を励行。**

無人での試食は不可。必ず有人で対応をお願いします。

・**商品の組性・原材料原産地・原材料、添加物表記・消費期限・保存方法・製造者・アレルギー**

**物質表示は、的確に表示してください。** (特定原材料 小麦、卵、乳、そば、落花生、えび、かに、くるみ)の明記は必須です。

・商品名や説明に原産地や特定の原材料が入る場合は、各種証明書(産地証明・納入証明書他)の提出もお願いいたします。

また米の加工品を取り扱う場合は、米トレーサビリティ法に基づく資料も持参するようにしてください。

・2022年4月1日から、加工食品の原料原産地表示の義務化がスタートしています。

国内で製造された全ての加工食品について重量割合上位第1位の原料に原産地表示義務付け。

・食品表示法 栄養成分表示の義務化

(表示必須項目・**カロリー(熱量)**、**タンパク質**、**脂質**、**炭水化物**、**食塩相当量(ナトリウム)**の5項目)

・個人情報保護法・関係法令を遵守し、第三者への開示・漏洩を厳禁です。個人情報の持ち出しは禁止とします。

・出店業者の選定の結果、ご出展をご遠慮いただく場合もあります。

予めご了承いただけますようお願いいたします。

・チラシ掲載内容、売場の展開場所他についてはスペースやイオンリテール(株)の都合他により

最終決定しますので、ご希望に添えない場合がありますが予めご了承のうえ、催事参加申込書を申し込みいただきますようお願いいたします。決定後の異議申し立てはご遠慮願います。

## 4. 商品原稿

p-3

- ①催事参加申込書と同様に明記し、催事参加申込書と一緒に電子メールで提出をお願いします。
- ②商品原稿には催事業者が出品を予定する商品はすべて明記。(この商品原稿を基に商談を行います)
- ③各社チラシ掲載商品は2点(場合により3点もあり)。自社で売り込みたい商品、自社で売れ筋の商品がベストです。
- ④商品原稿記載内容・チラシ有無、JANコード、商品名、内容量、規格、売価、セールスコピーの明記は必ず必須となります。 ※セールスコピーは20文字以内で記入ください  
商品原稿内に一例掲載を明記してますのでご参考にしてください。  
自社バーコードがある場合は必ず明記。  
自社バーコードがない場合は未記入でお願いします。(後日イオン側でバーコード設定します)

## 5. 商談会時における確認事項

- ①催事参加申込書と商品原稿を基に商談となります。出店業者には必ず持参と商談会の出席を徹底してください。
- ②商談時に価格変更、取扱商品の変更及び追加は随時実施することもあり、商談後に商品確定となります。
- ③商品原稿に記載されている商品に関しては、すべてサンプルとして持参してください。  
(原材料表記、内容表記の確認が必要な為です。各1点ずつで結構です)
- ④商品に関するデータ、ポップ、パンフレット、販促物や会社案内がある場合も持参願います。
- ⑤百貨店他の催事実施経験のある所は実施内容、売場映像他あれば持参願います。(見せられる範囲で可)
- ⑥店舗での実演販売実施の出店業者は調理の作業工程表を作成、持参をしてください。  
(作業工程表は各自の書式で可)  
但し、実演は営業許可書のある店舗に限ります。  
店舗が所在する地域の保健所に店舗内での実演販売の営業許可申請をとるために必要な書類となります。  
また営業許可証のコピーも一緒に持参をお願いします。
- ⑦不明点・要望・確認事項・依頼事項他があれば商談時にお聞きください。

## 6. 販売時における確認事項

p-4

- ①売場設営に関しては催事前日の14時からスタート……商品の陳列、売場作り、ポップ、販促物取り付け、かたづけ他
- ②取扱商品にバーコードがない物に関してはこちらで出店業者別、商品別に事前に専用バーコードを発行しておきますので売場設営時、商品陳列時に忘れずに貼付するようにしてください。
- ③催事前日16時30分から、出店業者向けに店舗代表から店内ルール、諸注意事項他のミーティングを実施します。  
(休憩場所、喫煙場所、トイレ、ゴミ捨て場、入店口、搬入口他の案内や店舗担当者の紹介や緊急連絡先の案内他)
- ④催事前日に食品の出店業者の販売員は2ヶ月以内の検便証明書のコピーを提出してください。(販売員全員が対象)  
尚、試食を実施する販売員は1ヶ月以内の検便証明書のコピーを提出してください。  
検便検査項目・・5項目 (赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌(O157,O26,O111))  
また、検便証明書の原本は必ず帯同してください。入店時提示を求められる場合があります。
- ⑤催事初日開始時間までに確認をお願いします。・・商品陳列の完成、価格、表記間違い、販売員の身だしなみのチェック
- ⑥店頭にて接客・販売を行う全ての方は、イオンリテール(株)のルール・マナーを必ず遵守してください。また出店業者の責任者の方は、これを監督してください。言葉遣いとマナーに注意して、明るい親切丁寧なご対応をお願いします。
- ⑦コンプライアンスとモラルを厳守・・最終日の閉店時間まで責任ある販売対応をお願いいたします。  
本開催要綱に違反または第三者の損害が生じた場合、イオンリテール(株)及び協賛、協力元の指示に従い、遅滞なく、出店業者の責任と費用を持って解決にあってください。
- ⑧荷物発送・・事前納品(会期中の納品も同様) 必ず送り先を明確にした上で発送をお願いします。  
クール品も同様で必ず冷蔵、冷凍表示を忘れずにお願いします。店着後は店舗にて一時保管しておきます。  
荷物搬出・・荷物発送の場合は必要数伝票を用意しますので、荷造り完了後、伝票貼付のうえ、指示にしたがってください。
- ⑨期間中での商品の値引き、見切りが必要な場合は事前に申告してください。

## 7. 商品の内容表示についての確認事項

p-5

### ①加工食品に関しては必要な内容表示を必ず明記していること・・・(栄養管理士、保健所の各行政機関での確認)

- ・名称(一般的な名称を表示)
- ・原材料名(原材料を使用した重量の割合の高い物から順に表示。またアレルギー、)  
特定原材料 小麦、卵、乳、そば、落花生、えび、かに、くるみの明記は必須です。  
原材料だけでなく複合原材料を使用している場合  
しょうゆ、バター他の複合原材料を使用の場合も特定原材料を使用している場合は内容明記は原則となります。  
個別表示・・・(例)しょうゆ(小麦・大豆含む)複数含む場合はアレルギーを【・】ナカグロでつないでください。  
一括表示・・・原材料表記、添加物表記欄内の最後に(一部に〇〇・〇〇を含む)と表示。  
どちらでも表記は可ですが、明記に関してはわかりやすくはっきりとした形で表記してください。
- ・添加物(添加物を使用した重量の割合の高い物から順に表示。またアレルギーの表示もします)  
表示方法として原材料と明確に区分して別欄での表記または原材料表記のその後にスラッシュや改行で明確にする。
- ・内容量(重量や体積他、単位を付して表示します)
- ・消費期限または賞味期限(急速に品質劣化しやすいものは消費期限、品質の劣化が比較的遅い物は賞味期限)
- ・保存方法(商品の特性にあった保存方法を表示)要冷蔵、冷蔵庫(10℃以下)にて保存、直射日光を避け、冷暗所で保存してください他。
- ・製造者他(製造者・販売者他の名称や住所を表示)、非法人の場合は代表者の氏名を表記。
- ・栄養成分表示・・・今後表記は必須となります(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量)  
その他商品によっては原産国表示他もありますが、販売するにあたり商品の表示に関しては必ず事前に確認します。
- ・2022年4月1日から加工食品の原料原産地表示の義務化がスタートしています。  
国内で製造された全ての加工食品について重量割合上位第1位の原料に原産地表示を義務付ける。

## 8. 自社作成の販促物の持ち込みに関して

p-6

### ①総額表示が義務化となっております。

(総額表記がない場合は取り付け不可)

### ②税込価格に関しては小数点第2位まで表記が望ましい。

例・・本体価格158円 総額価格170.64円 (字画の大きさは本体価格が7割、総額価格が3割)  
138円+税他のみの表記は一切取り付けはできません。

### ③効能表示・・美肌に効果的、ビタミンが豊富でダイエットに最適他の販促物は不可。

(使用する場合は科学的根拠が必要)

### ④商品表示・・天然・最高級・自然他のあいまいな表現、無添加のみの表現も不可。

(使用する場合は表示の裏付けとなる合理的な根拠が必要)

### ⑤販促物だけでなく商品に貼付、添付も×です。優良誤認、有利誤認に当たる可能性があります。

### ⑥TV、新聞他の媒体を明記した販促物についても取り付けの場合は必ず出先機関の許可が必要。

(取り付けの場合は確認)

許可がなければ取り付けできませんので事前にご確認をお願いします。著作権侵害に当たる可能性もあります。